

函館市難病医療講演会・相談会実施要領

1 目的

函館市難病患者地域支援対策推進事業実施要綱第4条第3号に基づき、難病に関する専門の医師等の講演により、疾患や療養に関する知識の普及を図るほか、患者等の利用のしやすさやプライバシーの保護に配慮した会場を設置して保健師等による個別相談を実施することにより、患者等の療養上の不安の緩和を図ることを目的とする。

2 開催回数

概ね年1回とする。

3 開催会場

函館市総合保健センターおよびその他適当と思われる会場を設置して開催する。

4 事業対象者

難病患者とその家族（以下「患者等」という。）、保健・医療・福祉等関係者、一般市民

5 事業内容

(1) 難病に関する専門の医師等の講演

(2) 療養に関する相談

個別相談を希望する患者等に対し、保健師等が日常生活上および療養上の悩みに対する相談、助言を行う。

6 周知方法

広報紙、報道機関等による報道、ポスター・チラシ配布等

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年（2024年）6月27日から施行する。